

3問 民事裁判情報管理提供業務の委託は、再委託以降何段階まで行うことが可能か、法務当局に問う。

- 本法律案においては、再委託以降の更なる委託に関する規律を設けていないが、民間における契約形態は様々であり、それを踏まえて民事裁判情報管理提供業務を行うにつき支障を生じさせることのないようにする観点から、更なる委託を禁止するものではない。
- しかしながら、委託を繰り返すことについては、法務大臣の監督が及びにくくなることや民事裁判情報の提供料金が不当に高額になることなどが懸念されることから、必要最小限度であるべきであり、法務省としては、委託や再委託の承認に当たって、更なる委託の有無等を含めた業務全体の執行体制の把握に努めるなどして、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 明文の規定がない再々委託の可否

「〇〇の規定により～業務の再委託を受けた者は、当該～業務の一部の委託を受けた者とみなして〇〇の規定を準用する。」などとする明文の規定がない場合に再々委託が認められるかについて、他法令の解釈は必ずしも明らかではないものの、民法上、復代理人は、明文の規定がないものの、更に復代理人を選任することができる^{と解されており}(新版注釈民法(4)総則(4)94ページ)、明文で禁止規定を設けていない場合には再々委託が認められるものと解することも合理的であると考えられる。

(参考2) 委託について承認制を採用する法令における申請書の記載事項等
塩事業法の塩事業センターの業務について、その一部を財務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができることとされているところ、承認

の申請に当たっては、委託を必要とする理由等を記載した申請書を提出しなければならず、財務大臣においてその必要性を審査することとされている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

○ 塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）

(業務の一部委託の承認申請)

第二十二條 センターは、法第二十三条第三項の規定により、その業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次の事項を記載した委託承認申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 委託しようとする業務内容及び範囲

三 委託の期間

四 委託を必要とする理由

2 (略)

3 財務大臣は、第一項の委託承認申請書を受理した場合において、その業務の委託がセンターの業務を運営するために必要であり、かつ、受託者が確実にその業務を行うことができるものであると認められるときは、これを承認するものとする。